

四半期会計基準専門委員会での検討状況（第13回）

1. 四半期会計基準について

会計基準としての構成

四半期会計基準の目的

期首以外で自発的に会計方針を変更した場合の対応

* 次回委員会で暫定的に方向性を決定してもらいたい

年度財務諸表の注記情報としての各四半期別の要約財務情報の開示

2. 期首以外で自発的に会計方針を変更する場合の取扱い

検討の方向性：年度財務諸表で変更後の会計方針をいつから適用したものとするかにより、四半期段階で遡及修正するかどうかが整理する。

(1案) 年度財務諸表は、変更した時点から会計方針を変更したものとする。現行の中間と年度で会計方針の首尾一貫性を欠く場合と同様の対応とする。

四半期段階で、遡及再表示の必要性はない。

(理由)

- ・ 国際的な会計基準のコンバージェンスの一環として調査研究を開始した過年度遡及修正の中であわせて整理することとし、今回は従来どおりの扱いとする（年度財務諸表について過年度遡及修正を行うこととした段階で四半期財務諸表にも適用する。）
- ・ 我が国において遡及修正の慣行がない中で、当該事業年度内という限定をにおいても、45日以内での開示期限のある四半期財務諸表に遡及修正を求めることは実務上の負担が重い。

(2案) 年度財務諸表では、期首に会計方針を変更したという前提で、事業年度を通じて同一の会計方針を採用したという形で対応する。

四半期段階では、遡及再表示を行う。

(理由)

- ・ 当該事業年度の財務諸表の信頼性に関わる事項である。
- ・ 当該事業年度の財務諸表については、同一の会計方針に基づき作成されるので、会計基準のコンバージェンスに資する。
- ・ 過年度遡及修正とは切り放して検討することが可能である。
- ・ 税務・会社法等の関係諸制度を勘案する必要も特段ないと考えられる。

審議事項（ 7 ） - 1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

(四半期会計基準案たたき台)

同一事業年度の過去の四半期情報(3か月情報及び累計情報)は注記情報とし、変更した四半期会計期間の累計情報では、その部分を反映した形で本表で開示することを提案。なお、1株当たり数値やセグメント情報にも影響あり。

(注) 新たな会計基準の開発又は会計基準の改定の場合は、当該会計基準の中で、適用関係を明確にする形とし、作成者の判断による自発的な会計方針の変更とは区別して整理する。

<イメージ図> 自発的に会計方針を変更した時期(サンプル)と年度財務諸表の関係

Q1	Q2	Q3	Q4		
A	A	B	B	<u>1案</u>	<u>2案</u>
A	A	B	B	A + A + B + B	年間を通じてB
A	B	B	B	A + B + B + B	年間を通じてB
A	B	B	C	A + B + B + C	年間を通じてC
A	B	B	A	A + B + B + A	年間を通じてA

(注) A, B, Cは会計処理方法を示す。

以上